

2024 年度実施  
大学機関別認証評価 評価報告書

**札幌医科大学**

2025 年 3 月

一般財団法人 大学教育質保証・評価センター



# I 札幌医科大学の概要

## 1 大学名、キャンパス所在地

札幌医科大学（設置者：北海道公立大学法人札幌医科大学）  
北海道札幌市中央区南1条西17丁目

## 2 学部等の構成 ※2024年5月1日現在

### 【学部】

医学部 医学科  
保健医療学部 看護学科、理学療法学科、作業療法学科

### 【研究科】

医学研究科(修士課程) 医科学専攻  
医学研究科(博士課程) 地域医療人間総合医学専攻、分子・器官制御医学専攻、情報伝達制御医学専攻  
保健医療学研究科(博士課程前期) 看護学専攻、理学療法学・作業療法学専攻  
保健医療学研究科(博士課程後期) 看護学専攻、理学療法学・作業療法学専攻

### 【専攻科】

公衆衛生看護学専攻 助産学専攻

## 3 学生数及び教職員数 ※2024年5月1日現在

【学生数】 学部 1,035名、大学院 267名、専攻科 31名  
【教職員数】 教員 396名、職員 1,301名

## 4 大学の理念・目的等

札幌医科大学は、北海道立女子医学専門学校を前身として、1950年に道立の単科大学として開学した。1993年には、札幌医科大学衛生短期大学部を改組し、保健医療学部を開設した。2012年には、北海道の母子保健への貢献を目的として助産学専攻科を開設し、2020年には専攻科公衆衛生看護学専攻及び助産学専攻に改組している。また、2007年に北海道公立大学法人札幌医科大学による設置に移行している。

札幌医科大学は建学の精神及び理念を以下のとおり定めている。

### 【建学の精神】

- 一、進取の精神と自由闊達な気風
- 一、医学・医療の攻究と地域医療への貢献

### 【理念】 最高レベルの医科大学を目指します

- 人間性豊かな医療人の育成に努めます
- 道民の皆様に対する医療サービスの向上に邁進します
- 国際的・先端的な研究を進めます

札幌医科大学は、「医学及び保健医療学に関する学理とその応用を教授し、その深奥を攻究するとともに、進取の精神と自由闊達な気風を旨とする創造性に富み人間性豊かな医療人の育成を行い、もって北海道の医療、保健の発展と福祉の充実に貢献し、人類の文化の進展に寄与することを目的とする」ことを学則第1条に定めている。

大学院の目的は、「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする」ことを大学院学則第1条に定めている。

## Ⅱ 評価結果

### 1 認証評価結果

札幌医科大学は、大学教育質保証・評価センター(以下「本センター」という。)が定める大学評価基準を満たしている。

### 2 総評

評価は、大学の自己点検・評価の総合的な状況を示した「点検評価ポートフォリオ」及びその関連資料の分析による書面評価並びに実地調査によって行った。

札幌医科大学は学校教育法、大学設置基準をはじめとする関係法令に適合し、教育研究の水準の向上及び特色ある教育研究の進展に努めており、本センターの定める大学評価基準の基準 1、基準 2、基準 3 のそれぞれを満たし、大学として相応しい教育研究活動を行っている。

以下に、札幌医科大学の優れた点、改善を要する点及び今後の進展が望まれる点を列記する。

#### 【優れた点】

- 「医学・医療の攻究と地域医療への貢献」という建学の精神に基づき、各学年において 4 学科合同の多職種連携教育を取り入れた地域滞在による実習を実施し、北海道の地域医療の確保や道民の健康の維持増進に貢献している。
- 道民に対する医療サービスの向上という大学の理念に基づき、北海道大学、旭川医科大学、北海道医療大学と連携して「地域に貢献する北海道がんプロ養成プラン」事業を実施し、北海道のがん医療の現場を担う人材を育成し、道民に対する医療サービスの向上に貢献している。
- 附属総合情報センター図書館には、図書・学術雑誌や電子書籍、電子ジャーナルを備えたデータベースを構築しており、年末年始を除き 24 時間開館してアクティブラーニングエリアや個人向けの学習室を提供する等、多様な学習のニーズにあわせた学習環境を整備している。

#### 【改善を要する点】

- 一部の学部のカリキュラム・ポリシーについては、中央教育審議会のガイドラインを踏まえ、学習成果の評価の在り方を明示することが求められる。

#### 【今後の進展が望まれる点】

- 学校教育法第 109 条に基づく自己点検・評価については、毎年度継続的に実施し、学長を責任者とする内部質保証の一層の充実が望まれる。
- 成績評価については、学習到達目標達成度の評価基準が明確に学生に伝わるよう、学習者本位の観点から、到達目標を考慮した成績評価基準とすることが望まれる。
- シラバスについては、学習者本位の観点から、記載項目及び記載方法について組織的に点検・検証するとともに、各授業科目における記述に対する組織的なチェック体制を強化することが望まれる。
- 大学院における成績評価の異議申し立て制度については、学習者本位の観点から、申し立ての組織的なプロセスを整理することが望まれる。
- 3つのポリシーについては、検討・検証の体制及び審議過程を整理・明確化し、全学としての継続的な検証の一層の充実が望まれる。
- ファカルティ・ディベロップメント(FD)及びスタッフ・ディベロップメント(SD)については、FD 委員会と SD 委員会の関係性の整理や、受講者アンケートの活用強化等、FD・SD 活動の組織的な取組みのさらなる充実が望まれる。
- 指導補助者に対する研修については、大学として組織的な実施体制を明確化することが望まれる。
- 授業評価アンケートや雇用先調査アンケート等、各種アンケートについては、統合 IR 部門を主とする教学 IR (Institutional Research)による分析・検証に基づく教育改善への活用等、大学として組織的な学習成果の把握・可視化の取組みの一層の充実が望まれる。

### 3 基準ごとの評価

#### ■ 基準1 基盤評価:法令適合性の保証

大学の自己点検・評価の総合的な状況を示した「点検評価ポートフォリオ」を用いて、基準1に関する評価の指針に基づく分析を行った。その結果、札幌医科大学は関係法令に適合していることを確認した。確認した内容等を評価事項ごとに以下に示す。

##### イ 教育研究上の基本となる組織に関すること

学士課程、大学院課程における教育研究上の基本組織、すなわち学部及び学科、研究科及び専攻等を、教育研究の目的に沿って適切な形で組織している。大学に2学部4学科及び専攻科を、大学院に2研究科6専攻を設置している他、教育研究組織として、医療人育成センター、附属病院、学生部、国際交流部、附属総合情報センター等を設置している。

##### ロ 教員組織に関すること

学士課程、大学院課程における教員組織に関し、教育研究組織の規模、授与する学位の種類・分野等に応じ、必要な教員を適切に配置し、また学校教育法が定める教授会のほか各種の管理運営の体制を整備している。なお、点検評価ポートフォリオ提出時点では、教授会に関する規程の一部が学校教育法第93条の趣旨に沿っていなかったが、2024年10月開催の教育研究評議会による審議・承認を経て、当該法令の趣旨に沿う条文に改正したことを確認した。

##### ハ 教育課程に関すること

学士課程、大学院課程において、入学者選抜を公正かつ妥当な方法で行うための体制を整えて実施し、また教育課程を適切に編成し実施している。

学士課程については、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成している。また、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示し、それらに従って適切に成績評価、単位認定、卒業認定を実施している。

大学院課程については、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき、必要な授業科目を自ら開設するとともに、学位論文の作成等に対する指導の計画を策定し、体系的に教育課程を編成している。また、大学院生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業の計画及び研究指導の計画をあらかじめ明示し、それらに従って適切に成績評価、単位認定、修了認定を実施している。ただし、大学院における成績評価の異議申し立て制度については、学習者本位の観点から、申し立ての組織的なプロセスを整理することが望まれる。なお、当該制度については、2024年11月に医学研究科及び保健医療学研究科の教務委員会及び研究科委員会により「大学院における成績評価に対する疑義申し立て実施要領」を策定したことを確認した。

ただし、学部及び大学院において、成績評価については、学習到達目標達成度の評価基準が明確に学生に伝わるよう、学習者本位の観点から、到達目標を考慮した成績評価基準とすることが望まれる。また、シラバスについては、学習者本位の観点から、記載項目及び記載方法について組織的に点検・検証するとともに、各授業科目における記述に対する組織的なチェック体制を強化することが望まれる。

なお、到達目標を考慮した成績評価基準の明示については、2024年9月開催の教授会及び内部質保証推進委員会において「札幌医科大学における成績評価等に関するガイドライン」を策定したことを確認した。また、シラバスについては、2024年9月開催の教授会及び内部質保証推進委員会による審議・承認を経て、全学共通のシラバス作成ガイドラインを策定したことを確認した。

##### ニ 施設及び設備に関すること

学部及び学科、研究科及び専攻等の規模・種類に応じた校地・校舎の規模及び施設・設備を備え、また図書等の教育研究上必要な資料を系統的に備え、図書館を適切に機能させている。図書館は、年末年始を除き24時間開館し、アクティブラーニングエリアや個人向けの学習室を提供する等、多様な学習のニーズにあわせた学習環境を整備している。そのほか教育研究上必要な設備を適切に整備している。

#### ホ 事務組織に関すること

学部及び大学院の事務を遂行するための事務組織及び学生の厚生補導を行うための組織を適切に設けている。事務局長の下に総務課、管財課、経営企画課、学務課、研究支援課を組織し、各課における係等の設置及び係等の分掌事務を処務細則に定めている。厚生補導に関する組織としては、学務課が事務局を担う学生部が所管する学生委員会をはじめ、学生担当教員、保健管理センター等と連携して学生への支援を実施している。

教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員と事務職員等との連携体制を確保し協働して職務が行われるよう努めている。

#### ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること

卒業又は修了の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)並びに入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)を、その教育上の目的を踏まえて定めている。ただし、医学部のカリキュラム・ポリシーについては、中央教育審議会のガイドラインを踏まえ、学習成果の評価の在り方を明示することが求められる。3つのポリシーについては、検討・検証の体制及び審議過程を整理・明確化し、全学としての継続的な検証の一層の充実が望まれる。なお、3つのポリシーの検討・検証に体制については、各学部等の教務委員会の下に設置した教学マネジメント課題検討ワーキンググループにおいて検討し、2024年9月の内部質保証委員会において整理を行ったことを確認した。

#### ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること

教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、Webサイト等を活用し、その教育研究活動等の状況を適切に公表している。

#### チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること

教育研究活動等の改善を継続的に行う体制としては、内部質保証を行うための基本的な事項を定める「内部質保証規則」を定めたうえで、学長兼理事長を内部質保証に関する最高責任者とし、大学・法人の内部質保証に責任を負う組織である内部質保証推進委員会を設置している。同委員会は、毎年度、各学部・研究科・専攻科が作成する自己点検・評価シートを検証し、その結果を踏まえ学長から各学部等へ改善指示することとしている。自己点検・評価の結果については報告書を作成しWebサイト等により公表している。ただし、学校教育法第109条に基づく自己点検・評価については、毎年度継続的に実施し、学長を責任者とする内部質保証の一層の充実が望まれる。

教員と事務職員等に適切な研修の機会等を設けている。また、指導補助者に対し、必要な研修を実施している。ただし、FD及びSDについては、FD委員会とSD委員会の関係性の整理や、受講者アンケートの活用強化等、FD・SD活動の組織的な取組みのさらなる充実が望まれる。また、指導補助者に対する研修については、大学として組織的な実施体制を明確化することが望まれる。

#### リ 財務に関すること

教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究に相応しい環境の整備に努めている。

#### ヌ イからりまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること

イからりまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関する必要な関係事項(特に学生支援、ICT環境の整備)について、適切に対応を行っている。なお、点検評価ポートフォリオ提出時点では、障害のある学生に対する大学としての対応要領が策定されていなかったが、2024年10月開催の教育研究評議会での審議・承認を経て、全学の方針である「札幌医科大学における障がい者を有する学生に対する障がいを理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応規程」を策定したことを確認した。

## ■ 基準2 水準評価:教育研究の水準の向上

大学の自己点検・評価の総合的な状況を示した「点検評価ポートフォリオ」を用いて、基準2に関する評価の指針に基づき、教育研究の水準の向上に資するために必要な取組みを組織的に行っているか、またその取組みが効果的に機能しているかについて分析した。

大学の教育研究水準の向上の取組みのため、内部質保証推進委員会において、内部質保証を行うための基本的な事項を定める「内部質保証規則」を定めている。内部質保証推進委員会には、地方独立行政法人法の中期計画を所掌する法人評価部会や、教学マネジメントの管理及び機関別認証評価を所掌する認証評価部会等の専門部会を置き、自己点検・評価に取り組むことで教育研究活動等のPDCAサイクルを機能させている。学習成果の把握・可視化に向けた情報収集、分析については、授業評価アンケートを教育評価検討小委員会が、卒業生の雇用先に対する調査を医療人育成センター統合IR部門が、それぞれ担っており、その分析結果を教学IRデータブックにまとめ、Webサイトで公表している。ただし、授業評価アンケートや雇用先調査アンケート等、各種アンケートについては、統合IR部門を主とする教学IRによる分析・検証に基づく教育改善への活用等、大学として組織的な学習成果の把握・可視化の取組みの一層の充実が望まれる。

以下に、教育研究の水準の向上に向けた自己分析活動の主な取組みとして、点検評価ポートフォリオ記入様式の定めに従って5つ以内で示された取組みの分析から、明らかになった状況等を示す。

### ・No.1「授業評価アンケートの活用と教育改善【学習成果】」

全学的に授業評価アンケートを実施し、各年度、セメスターごと、科目で集約し、担当教員・学生間でフィードバックすることで教育改善を目指している。

授業評価アンケートは、2012年より教育評価検討小委員会を中心に実施されている。2019年度以降、学生の出欠席等を管理する教務システム(学生サポートシステム)を利用した、WEB方式に切り替えて実施している。各年度、セメスターごと、科目ごとで集約し、担当教員・学生間のフィードバックを行っており、さらに医学部のカリキュラム改訂についての中間評価を兼ねて、経時的な傾向の分析等を行っている。その結果、2019年当初に「板書・スライドの読みやすさ」「授業への意欲的な取組」が、他の質問項目と比較して評価が低かったことが確認されている。当該アンケート結果を踏まえたフィードバック等を実施したことで、全体としては改善傾向にあるものの、医学部においては改善が見られず、より自己調整型学習に取り組めるよう、全学として支援する必要性等を課題として認識している。

授業に対する総合満足度については、医学部、保健医療学部ともに3年間で改善されており、アクティブラーニングの推進やFDを通じた教授法のセミナーや分野別評価等の第三者認証に対する取組み等の効果があがっているものと大学は自己分析している。

### ・No.2「卒業生における学習評価の現状分析【学習成果】」

卒業生のディプロマ・ポリシーに基づくコンピテンス(実践能力)を客観的かつ定量的な指標で評価するため、医療人育成センター統合IR部門及び保健医療学部において、卒業生の雇用先に対し、コンピテンスの達成状況について調査・分析を行っている。

調査結果について、大学では、医学部卒業生のコンピテンスについては、特にコミュニケーション能力は高いと評価される一方、科学的探究と国際貢献がやや低く評価され、保健医療学部卒業生のコンピテンスについては、「患者との良好な対人関係を築くことができる」、「自ら学ぶ姿勢や向上心を持っている」が高く評価され、「国際的な広い視野を有している」が低く評価された、と分析している。雇用先調査では、経年変化データのほか他大学卒業生との比較データも収集している。大学ではこのほか、卒業生による自己評価調査や在学生調査も行い、複数の視点から教育改善に資するデータを収集しており、各種調査結果は、教学IRデータブック及び総合教育評価調査報告書として各学部の教務委員会や教授会等に報告し学内に共有している。

### ・No.3「科学研究費助成事業への申請に関する分析活動」

第三期中期計画において「若手研究者の育成に向け、科学研究費補助金、財団が公募する研究助成金等の採択数の増加につながる研究意欲の醸成と質の高い研究環境の整備を推進する」ことを目標に掲げ、科研費への申請件数、採択件数等を分析している。

毎年 5 月 1 日時点での当該年度科研費の申請件数、採択件数及び採択率等の情報を収集している。2013 年度からの 5 年間では申請件数が平均 297 件、採択率 25.6%のところ、2019 年度からの 5 年間に  
おいては、申請件数が平均 282 件に下がっているものの採択率は平均 30.6%と増加している。科研費の申  
請・採択状況については、附属産学・地域連携センター及び研究支援課において分析し、各教授会において  
報告している。

2019 年度から始まった第三期中期計画において、科研費の申請件数の目標値を 323 件と設定し、附属  
産学・地域連携センターを中心に、主に若手研究者を対象に科研費に申請しやすい環境の整備に取り組ん  
でいる。その一環として、従来から実施していた申請書作成に関するレクチャーの開催に加え、申請書添削  
支援を 2019 年度から開始し、さらに 2023 年度から科研費相談窓口を新たに設置している。

#### ・No.4「教員業績評価」

教員個々の活動について評価を行うことにより、教員の主体的な能力開発や教育、研究等の活動の活性  
化を促し、教育研究の進展を図ることを目的として、2008 年度から教員の業績評価を実施している。評価結  
果は、任期制が適用される教員の再任判定の評価項目として反映している。

2022 年度からは新基準による評価を開始し、全学的に評価項目・評価基準の見直しを行っている。見直  
しにあたっては、教育研究評議会において全学共通の検討方針を策定するとともに、医学部長、保健医療学  
部長、医療人育成センター長を構成員に含む「任期制・業績評価制度検討 WG」を設置している。同 WG を  
中心に各学部等において具体的な評価基準案を作成し、各学部等の教授会の承認を得て、教育研究評議  
会において新評価基準を決定している。

新評価基準では、教員選考規程や法人の中期目標に基づき、「教育活動」「研究活動」「診療活動/入試  
関連活動・情報解析関連活動」「大学管理運営活動」「地域連携・社会貢献活動」の 5 つの領域に分け、領  
域ごとに評価基準を設けている。一次評価者による被評価者へのフィードバックに加えて、統合 IR 部門にお  
いて構築したプログラムを使用し、評価点が記載された集計票を教員個々に配付することで、教員自身が到  
達度を把握することができる仕組みになっている。また、教員の資質向上に向けて、実績に対するフィードバ  
ックを踏まえた、教育・研究・診療等の質の向上につながる改善策を盛り込んだ目標設定を行うこととしている。

### ■ 基準3 特色評価:特色ある教育研究の進展

大学の自己点検・評価の総合的な状況を示した「点検評価ポートフォリオ」を用いて、基準3に関する評価の指針に基づき、特色ある教育研究の進展に資するために必要な取組みを組織的に行っているか、またその取組みが効果的に機能しているかについて分析した。

以下に、特色ある教育研究の主な取組みとして、点検評価ポートフォリオ記入様式の定めに従って5つ以内で示された取組みの分析から、明らかになった状況等を示す。

#### ・No.1「学部横断の多職種連携教育を兼ねた地域医療早期体験実習(地域医療合同セミナー)」

2005年度より多職種連携教育(interprofessional education:IPE)を、3学年の地域滞実習を含めた地域医療教育のなかに6か月間のコースとして取り入れ、2008年度にはそれを発展し、1学年から4学年前期までの3年半の継続的一貫教育を立ち上げている。この教育により学生の地域への関心が深まり、卒後に率先して地域で働く医療者の数が増大し、地域の発展につなげることを目指している。

IPEでは学内での講義・演習に加え、1～3学年の各学年で地域滞在での実習を組んでいる。学内での教育は、教員による講義と演習のほか、学外の医師、看護師、保健師、福祉職員、行政職員等、地域の専門職に講師を招請している。

地域滞実習は道東(別海町、中標津町、釧路市、根室市等)、道北(留萌市、羽幌町、利尻島)の医療・福祉施設、及び地元の経済を支える産業施設において行われる。地域に密着した医療・福祉施設の役割や様々な課題を理解するため、地域住民の生活を知ることができる環境となっている。

#### ・No.2「MD-PhDプログラムによるリサーチマインドの醸成」

基礎医学研究者や研究医を目指す医学部生を対象に、早期から医学研究に参加する機会を提供することで、リサーチマインドを醸成することを目的とし2005年度から大学院医学研究科にMD-PhDプログラムを導入している。

研究医育成の基盤としてのMD-PhDプログラムは、大学院教育を医学部在籍時から開始し、医学部第2学年から基礎研究に携わることができる取組みである。本プログラムは、前期と後期に分けられ、前期プログラムを医学部在学期間に履修し、その後、大学院在学期間に後期プログラムを修める。前期プログラムを博士課程の1年間として扱い、後期プログラムで基礎系に進むことで、通常は修業期間が4年かかる大学院博士課程を3年で修了することができる。本プログラムの研究指導者のもと、最先端の医学研究に早期から関わることで、医学研究に必要な論理的思考力や考察力、研究技術を身に付けることができるプログラムとなっている。

本プログラムを新規に履修する学生は例年20人前後、在籍者数は60人前後で推移している。前期プログラムを修了する者は、2019年から2023年までの平均で年9名であり、後期プログラム修了者は2012年度から2023年までの平均で年1名程度である。プログラム履修者が筆頭演者として学会発表した件数は2023年度には19件であり、医学部及び大学院の基盤を支える人材育成に繋がっている。

#### ・No.3「北海道におけるがん専門医療人材(がんプロフェッショナル)養成の取組」

道民に対する医療サービスの向上という理念に基づき、北海道におけるがん専門医療人材の養成のため、2023年より札幌医科大学を代表校として、北海道大学、旭川医科大学、北海道医療大学と連携し、「地域に貢献する北海道がんプロ養成プラン」事業を実施している。

大学院においては、医学研究科博士課程に「がん研究コース」を、修士課程に「がん遺伝カウンセリングコース」を設置し、「がんゲノム医療」、「小児/AYA(思春期・若年成人)世代におけるがん診療」、「ライフステージに応じたがん診療」に対応できる人材や、遺伝カウンセラーを目指す人材を養成している。

また、大学附属病院に勤務する医療従事者を対象に、短期間で集中的に学ぶインテンシブ・コースを設置し、ゲノム医科学の基礎医学的知見や当院におけるがんゲノム医療体制を学ぶ勉強会を開催している。そのほか、道内の地域がん診療連携拠点病院と連携し、医療従事者向けにがん医療に関する専門知識を学ぶ「地域セミナー」を年1回開催している。

さらに、一般市民に最新のがん治療やがん予防等を解説する「市民公開講座」を年1回以上開催してお

り、コロナ禍では大学公式 YouTube での動画配信により開催したが、2023 年度は対面にて開催している。

#### ・No.4「北海道の地域医療を支える人材育成のためのキャリア支援」

地域医療に貢献する医療者を育成するため、医師・看護師・理学療法士・作業療法士のキャリア支援に取り組んでいる。

道内における医学・医療の中核的役割を果たす医師を養成するため、卒後臨床研修プログラム及び全ての基本領域の専門研修プログラムを設けている。専門研修プログラムは入試枠と連動しており、医学部学生キャリア形成支援委員会が 2013 年から毎年発行する冊子「札幌医科大学 北海道の医療を担う医師育成プログラム」を媒体として、医学部生に卒後キャリア形成モデルとして示している。さらに、全学年を対象にキャリア説明会を毎年開催し、研修プログラムの説明や先輩医師のキャリアパス等を紹介するほか、学生相談窓口を設ける等のサポート体制を整備している。

キャリア支援に関する取組みは、2014 年度に設置されたキャリア形成支援委員会を中心に取り組んでおり、医学部長、教務委員長、入試・高大連携部門長、附属病院長、臨床研修・医師キャリア支援センター長等、卒前・卒後教育に関わる責任者で構成されている。また、卒後においては、研修医のサポート体制を強化するため 2021 年より各診療科が関わるチューター制度を導入し、指導医による個別面談を実施するほか、他の病院で研修する大学独自卒業生も対象に個人面談を実施する等、研修医へのキャリア支援を持続的に行っている。

なお、本基準の No.1、No.3 の取組みをもとに、「北海道の地域医療への貢献に資する教育・研究の取組み」をテーマに設定し、評価審査会として、大学の教職員のほか、学生、ステークホルダー等の関係者が参加するいわゆる参加型評価を実施した。

評価審査会では、大学から「学部横断の多職種連携教育を兼ねた地域医療早期体験実習」及び「北海道におけるがん専門医療人材(がんプロ)養成の取組」について説明が行われ、「地域医療早期体験実習」を経験した学生・卒業生や実習の受け入れ先及び関係する自治体の職員、また「がんプロ」にかかわる学生・卒業生、関係する病院や患者団体の関係者、設置自治体の職員等を交えて意見交換を行った。

「地域医療早期体験実習」を経験した学生・卒業生からは、現地で経験を積むことで、地域の実情を理解することができた等の意見があり、実習の受け入れ先の病院職員からは、学生が地域医療への理解を一層深めていくことを期待するとの意見があった。「がんプロ」にかかわる学生・卒業生は、プログラムを通して高度かつ専門的な知識を身に付けることができたと自己評価しており、関係する病院や患者団体の関係者からは、大学には安心して適切な治療を受けられるよう継続的な人材育成に取り組んでほしいという要望があった。これらの取組みは設置自治体にも高く評価されており、今後の継続、発展を期待する意見が述べられた。

全体を通して、「医学・医療の攻究と地域医療への貢献」という建学の精神の実現に向けた取組みが大学全体として進展していることが確認できた。

## Ⅲ 大学教育質保証・評価センターが実施した評価について

### 1 大学機関別認証評価について

学校教育法第 109 条第 2 項において、大学は 7 年以内ごとに文部科学大臣の認証を受けた者（認証評価機関）による評価（認証評価）を受けることが規定され、義務化されている。今回札幌医科大学に対して実施した評価は、この学校教育法が定める認証評価として行った。

### 2 評価報告書の構成について

評価報告書は、以下のⅠ～Ⅲの 3 項目で構成している。

#### Ⅰ 受審大学の概要

受審大学の点検評価ポートフォリオから、大学名、キャンパス所在地、学部等の構成、学生数及び教職員数、大学の理念・目的等の、大学の基礎的な情報を整理して示している。

#### Ⅱ 評価結果

大学評価基準に基づいて行った評価の結果を示しており、大きく以下の 3 点からなる。

##### 1. 認証評価結果

「大学評価基準を満たしている」又は「大学評価基準を満たさない」のいずれかを示している。

##### 2. 総評

「1. 認証評価結果」に示したことを判断した理由に加え、優れた点、改善を要する点、今後の進展が望まれる点を示している。

##### 3. 基準ごとの評価

大学評価基準に定めた 3 つの基準ごとに、確認できた事項や指摘すべき事項等を記述している。「基準 1 法令適合性の保証」については、評価の指針に定めるイ～ヌの 10 の評価事項ごとに記述している。

#### Ⅲ 大学教育質保証・評価センターが実施した評価について

評価報告書の構成や評価のプロセス等を説明している。

### 3 総評における指摘事項について

評価結果の総評では、実施大綱に基づき「優れた点」、「改善を要する点」を指摘し、さらに大学の教育研究の質の向上に資する等の観点から「今後の進展が望まれる点」を指摘している。

「優れた点」には大学の特色ある取組みや教育研究の進展に向けた積極的な取組み、「改善を要する点」には法令の趣旨に照らしすみやかな改善が求められる点やその他の特に対応が求められる点、「今後の進展が望まれる点」には教育研究の一層の質の向上のために対応を行うことが望ましい点を記載している。

### 4 評価のプロセス

評価は以下のプロセスにより行った。

5 月末	受審大学による点検評価ポートフォリオの提出
6 月～9 月	書面評価
10 月 8 日	1 回目の実地調査(オンラインにより実施)
12 月 10 日	2 回目の実地調査(対面により実施)
1 月	評価報告書(案)を受審大学に通知
2 月	受審大学による意見申立期間
3 月	評価報告書を決定・公表